

PTA の会則

2024 年 4 月改訂版

我孫子市立我孫子第四小学校 P.T.A.

我孫子市立我孫子第四小学校 P. T. A. 会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は我孫子市立我孫子第四小学校 P. T. A. と称し、事務所を校内に置く。
- 第 2 条 本会の会員は本校に在籍する児童の父母又はこれに代わる人（以下父母という）と本校に勤務する教師によって構成され、学校長は学校経営の責任者として本会に参画する。
- 第 3 条 本会は父母と教師の協力をもって教育に対する理解を深め、家庭・学校及び社会における児童の福祉をはかり、あわせて会員相互の教養を高め、親睦を深めることを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を本旨とする民主団体として活動する。又特定の政党や宗教にかたよることなく、営利を目的とした行為は行わない。
- 第 5 条 本会は児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び、機関と協力する。
- 第 6 条 本会は学校の人事その他管理には干渉しない。

第 2 章 役 員

- 第 7 条 本会は次の役員を置く。
- | | | | | | |
|----|-----|------|-------|----|-----|
| 会長 | 1 名 | 副会長 | 4 名以上 | 書記 | 若干名 |
| 会計 | 若干名 | 会計監査 | 2 名以上 | | |
- 但し副会長 1 名は学校より参画する。又、会計監査は特別役員とする。
- 第 8 条 役員を選出は選考委員会にて選考し、総会において承認を受ける。
- 選出方法並びに選考委員会については細則に定める。
- 第 9 条 役員の仕事は次の通りである。
1. 会長は本会を代表し、一切の会務を統轄する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 3. 書記は会務一切の議事活動を記録し、庶務を行う。
 4. 会計は本会の会計事務を処理する。
 5. 会計監査は本会の経理を監査し、又必要に応じ随時監査を行う。

第10条 役員の任期は1年とし、同一役職は1回に限り再任は妨げないが但し役員にあることが、原則として通算4年を超えてはならない。但しやむを得ず選出できない場合はこの限りではない。役員に欠員が生じたとき、任期は前任者の残存期間とする。

第3章 組 織

第11条 総会

1. 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
2. 総会は定期総会および臨時総会とし、定期総会は年度始めに開催して次の事項を審議する。
 - イ. 役員承認
 - ロ. 収支決算と会務報告
 - ハ. 年度計画と予算の審議
 - ニ. 会則の変更
 - ホ. その他必要なる事項臨時総会は、会長が必要とした場合、および会員の1/3以上の要請があったときに開催することができる。
3. 総会は、会員の過半数（委任状含む）により成立し、議事は出席者の過半数の承認により決定する。

第12条 役員会

1. 役員会は、会長、副会長、書記、会計、会計監査によって構成され、会長が必要に応じて招集する。
2. 役員会は、総会、運営委員会等の議事および会務全般について検討する。

第13条 運営委員会

1. 運営委員会は役員および学年学級委員会、常置委員会の正副委員長をもって構成され、会長が必要と認めたときこれを召集、出席者の過半数をもって議決する。
2. 本会の目的に応じた事業の立案遂行、その他緊急事項の処理も行う。

第14条 学年学級委員会および常置委員会

1. 本会の目的または事業を遂行するために学年学級委員会、常置委員会を置く。必要事項は細則で定める。
2. 学年学級委員会および常置委員会の事業計画は、運営委員会にはからなければならない。

第4章 会 計

第15条 本会の会計は会費・寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第16条 会員は会費を毎月納めるものとする。

第17条 会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日にて終わる。

第5章 附 則

第18条 本会の運営に関して必要な事項は、細則で定める。

細則は、本会の会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第19条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については別紙「我孫子市立我孫子第四小学校P. T. A. 個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第20条 この会則は昭和26年（1951年）5月13日より施行する。

この会則は昭和51年（1976年）4月1日改正する。

この会則は昭和60年（1985年）4月20日より施行する。

この会則は1998年4月1日より施行する。

この会則は2006年2月9日より改正する。

この会則は2018年11月7日より改正する。

我孫子市立我孫子第四小学校 P. T. A. 会則細則

第 1 条 役員を選考並びに選考委員会に関する規定

1. 委員会は、役員候補者を選出し、総会にはかることを任務とする。
2. 本委員会委員は、毎年 10 月の運営委員会において承認を受ける。委員会の構成は、次のとおりとする。
 - ・ 学年学級委員会より 6 名前後（委員長、副委員長は兼任できない。）
 - ・ 役員より 2 名以上 ・ 教職員より 1 名以上
3. 本委員会の委員は、中立性、客観性を尊重し、高い倫理観と良識を持って行動しなければならない。
4. 第 1 回目の選考委員会の招集は会長が行い、互選により委員長 1 名、副委員長 1 名を選出する。
5. 本委員会は、全ての会員に役員推薦用紙を配付し、候補者の推薦を受け付ける。推薦候補者数は、複数でもかまわない。また、別に運営委員は、少なくとも 2 名の役員候補者を推薦することとする。
6. 原則として、全ての役員候補者を第 1 条 5 で出された被推薦者の中より決定しなければならない。また、被推薦者の中より全ての役員候補者を決定できない場合は、選考委員会は、被推薦者以外から候補者を捜し、全ての役員候補者を決定しなければならない。
7. 本委員会の委員が候補者たることはできない。但し、委員を辞した場合はこの限りではない。又、辞した場合は補充する。
8. 本委員会は、候補者の指名をするにあたり、あらかじめ総会前に候補者の承諾を得なければならない。
9. 本委員会は、候補者が総会において承認されたとき任務を完了し、解散するものとする。
10. 年度途中で、役員の欠員が生じた場合、新選考委員会を発足、役員補充を検討し、運営委員会に於いて承認を受ける。
11. 本委員会が知り得た情報の守秘義務は、本委員会解散後も永続する。
12. 執行部及び P T A 各委員に対し、謝礼（500 円の金券）を渡すものとする。

第2条 学年学級委員会は、各学級会連絡調整および会員相互の親睦をはかり、各委員会の活動に協力する。

第3条 常置委員会として、広報委員会、ベルマーク委員会、イベント委員会を置く。その他必要とする場合、委員会を置くことができる。

1. 広報委員会 会報発行、その他の広報活動。
2. ベルマーク委員会 主に、ベルマークの収集活動を通じて、教育環境の充実に資するための活動。
3. イベント委員会 よつぱっこまつりの企画、運営に関する活動。

第4条 委員選出並びにブルーカードに関する規定

1. 本細則は、委員の選出方法とブルーカードの運用について規定する。
2. 会員は原則として、児童1人につき、1年以上の委員（外部団体役員を含む）または役員を受け取るものとする。
3. 会員は毎年度、「ブルーカード」に受けられるかを記入することとする。
4. 「ブルーカード」は、役員会が管理する。また毎年度会員に返却し、記入内容の確認と必要な場合は変更を行い、これを基に新年度の委員を選出する。
5. 委員選出の会議に出席できない場合でも、「ブルーカード」の記入を基に、委員を選出することができる。
6. 「ブルーカード」の様式は別紙による。
7. 役員に2年就いた者は、その後の委員及び役員の免除を申請することができる。

第5条 正副委員長と選考委員の選出

年度始めの各学年学級委員会において、正副学年学級委員長、及び選考委員を各1名ずつ選出する。

各常置委員会においても、正副委員長を各1名ずつ選出する。

第6条 慶弔規定

1. 本会会員及び会員の配偶者または会員家族の四小児童が死亡のときは
弔慰金10,000円。
2. 本会会員家族の四小児童が交通事故、病気傷害等による10日以上長期入院の時は
見舞金3,000円。同一原因で繰り返しの入院は、その都度ではなく1回限りの支給とする。
3. 本会会員のうち学校教職員の結婚祝金及び出産祝金5,000円。
4. 前項のほか会長が必要と認めた時は、その都度役員会において協議決定する。
5. 慶弔見舞金の申請は、事由が発生した日より起算し2年を経過した日を以て時効とする。
6. 本会会員もしくは関係者からの申請により支給する。

第7条 この細則は1998年4月1日より施行する。

この細則は2001年3月5日改正し、施行する。

この細則は2003年4月1日より改正する。

この細則は2007年2月7日より改正する。

この細則は2007年12月6日より改正する。

この細則は2013年3月7日より改正する。

この細則は2014年1月9日より改正する。

この細則は2014年11月13日より改正する。

この細則は2015年7月2日より改正する。

この細則は2018年12月3日より改正する。

この細則は2019年4月1日より改正する。

この細則は2019年5月21日より改正する。

この細則は2020年10月6日より改正する。

この細則は2021年5月18日より改正する。

この細則は2024年4月1日より改正する。

我孫子市立我孫子第四小学校 P T A 個人情報取扱規則

第1条 目的

我孫子市立我孫子第四小学校 P T A（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

第2条 責務

本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 管理者

本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

第4条 取扱者

本会における個人情報データベース取扱者は、役員・選考委員会委員・各委員会委員長・副委員長とする。

第5条 秘密保持義務

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 収集方法

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

第7条 周知

個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌で会員に周知する。

第8条 利用

取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) P T A 会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員・会計監査・会員・常任委員・パトロール活動等の名簿作成
- (4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦選考活動
- (5) 広報誌、会報誌、P T A ホームページへの掲載
- (6) 金融関係、保険会社の登録は、会長の個人情報を利用する
- (7) 各委員会活動に伴う連絡

第9条 利用目的による制限

本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第10条 管理

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第11条 保管及び持ち出し等

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第12条 第三者提供の制限

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第13条 第三者提供に係る記録の作成等

本会は、個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

第14条 第三者提供を受ける際の確認等

第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第15条 情報の開示

本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第16条 漏えい時等の対応

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第17条 研修

本会は、役員・常任委員に対して、定期的に個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

第18条 苦情の処理

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第19条 改正

法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、2018年11月7日より施行する。